

# 平成 30 年度公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 農業次世代人材投資事業（準備型）募集要領

## 第 1 趣旨

農業次世代人材投資事業（準備型）の研修計画の承認申請等については、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構農業次世代人材投資事業実施要領（以下「機構要領」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとします。

## 第 2 事業の内容

就農に向けて、県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家又は先進農業法人（以下「研修機関」という。）において研修を受ける者に対して、資金を交付します。

## 第 3 申請者の要件

農業次世代人材投資事業（準備型）を申請する者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- 1 就農予定時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- 2 研修計画（別紙様式第1号）が、次に掲げる基準に適合していること。
  - (1) 就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であると県が認めた研修機関等で研修を受けること。
  - (2) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上あり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。
  - (3) 先進農家又は先進農業法人（以下「先進農家等」という。）で研修を受ける場合にあつては、以下の要件を満たすこと。
    - ア 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者をいう。以下同じ。）ではないこと。
    - イ 当該先進農家等と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を結んでいないこと。
    - ウ 当該先進農家等が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること。
  - (4) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあつては、以下の要件を満たすこと。
    - ア 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。
    - イ アの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。
- 3 常勤（週 35 時間以上で、継続的に労働するものをいう。以下同じ。）の雇用契約を締結していないこと。
- 4 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていな

いこと（生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）。

- 5 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われていること等）を明確にすること、及び就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承する」という。）とすることを確約すること。
- 6 研修終了後に独立・自営就農（第8の2の（2）で定める要件）する予定の場合にあつては、就農後5年以内に基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画または、14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けること。
- 7 原則として農林水産省経営局が運営する青年新規就農者ネットワーク（以下「一農ネット」という。）に加入していること。
- 8 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構の営農インターン推進事業の助成を受けていないこと。

#### 第4 交付金額及び交付期間

資金の額は、交付期間1年につき1人あたり150万円とし、交付期間は最長2年間とします。なお、平成29年4月以降に研修を開始する者であつて、第3の2の（4）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とします。

#### 第5 申請の方法等

##### 1 申請の書類

交付を希望する者は、次に掲げる申請書類を作成等して申請してください。

（1）研修計画（別紙様式第1号）

（2）研修実施計画（別紙様式第1号 別添1）

（先進農家等で研修を受ける場合は別添1を添付し、農業大学校等教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類を添付する。）

（3）誓約書（別紙様式第1号 別添2）

※1人以上の保証人が必要です。交付対象者が未成年者の場合は2人以上とします。

※保証人は、実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

※保証人は、県内に住所を有する者とします。ただし、県外出身のため県内での保証人確保が困難で、やむを得ず県外に住所を有する者を保証人とする場合には、2人以上徴求します。

※保証人は個人情報保護の同意書（別紙様式第19号）を添付してください。

（4）履歴書（別紙様式第1号 別添3）

（5）離職票の原本（離職票の提出が可能な場合）

- (6) 農業研修に関する確認書（別紙様式第1号 別添5）  
（農業大学校等教育機関で研修を受ける場合は不要です。）
- (7) 確約書 別添6-1（研修終了後、親元就農する予定の場合）  
別添6-2（研修終了後、親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する予定の場合（研修計画申請時から就農前までの間に提出する）
- (8) 個人情報保護の同意書（別紙様式第19号）
- (9) 前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）  
※ 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当します。
- (10) その他  
交付対象期間を半年以上さかのぼって交付申請する者は、研修計画の承認申請時に交付対象期間の最初の半年間分の研修状況報告書を提出してください（別紙様式第4号）。

## 2 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、本要領や機構要領をよく読み、正確に作成してください。
- (2) 申請書類は、理事長の定める時期までに、農業大学校等教育機関で研修する場合は当該教育機関に、先進農家等で研修する場合は原則として就農希望地を管轄する愛媛県庁の地方局産業振興課又は支局地域農業室を経由して機構へ提出してください。
- (3) 郵送又は宅配便の場合は、申請書類が届いているかを提出先に電話等で確認をしてください。
- (4) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差し替えは不可とし、承認の結果にかかわらず返却はしませんので、ご了承下さい。  
（但し、離職票の原本については確認後返送します。）

## 3 申請書類の提出先

- (1) 農業大学校等教育機関で研修する場合  
申請書類は、所属する教育機関に提出してください。
- (2) 先進農家等で研修する場合  
申請書類は、就農希望地を管轄する愛媛県庁の地方局産業振興課・支局地域農業育成室に提出してください。  
**【先進農家等で研修する場合の提出先は別紙のとおり】**

## 第6 申請の受付期間

平成30年6月20日（水）から平成30年7月11日（水）午後5時まで（必着）

## 第7 研修計画の審査及び承認

提出された申請書類については、内容を確認した後、面接及び審査会等において審

査を行います。面接は8月2日(木)に開催し、場所等は後日申請者にご連絡いたします。なお、必要に応じて追加の書類等を求める場合があります。

審査の結果を踏まえて、研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認します。

審査の結果は、申請した全ての者に通知いたします。

研修計画の承認を受けた者は、その後に機構の指示に従い、交付申請の手続きを行っていただきます。

## 第8 交付対象者の責務

交付対象者は、農業次世代人材投資事業の趣旨を十分に理解し、機構要領等で定める事項を遵守するものとします。

なお、次に掲げる事項に該当する場合は、資金の交付停止や返還がありますので、ご承知ください。

### 1 交付の停止

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、機構は資金の交付を停止します。

- (1) 準備型の交付対象者の要件を満たさなくなった場合
- (2) 研修を途中で中止した場合
- (3) 研修を途中で休止した場合
- (4) 研修状況報告を行わなかった場合
- (5) 研修実施状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと機構が判断した場合
- (6) 国が実施する報告の徴収又は立ち入り調査に協力しない場合

2 次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は資金の一部又は全部を返還しなければなりません。ただし、病気や災害等のやむを得ない事情として機構が認めた場合（虚偽の申請等を行った場合除く。）は、この限りではありません。

#### (1) 一部返還

第8の1の(1)から(3)までに掲げる要件に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の資金を月単位で返還する。

第8の1の(4)に該当した場合は、当該報告に係る対象期間の資金を返還する。

#### (2) 全額返還

ア 第8の1の(5)に該当した場合

イ 研修（継続研修を含む。）終了後1年以内に原則45歳未満で独立・自営就農（注1）、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう）又は親元就農（注2）しなかった場合

ウ 第4のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後5年以内に第3の2の

(4) の農業経営を実現できなかった場合。

エ 親元就農をした者が第3の5で確約したことを実施しなかった場合

オ 独立・自営就農した者が就農後5年以内に農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

カ 独立・自営就農又は雇用就農を交付期間の1.5倍（第4のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間継続しない場合

キ 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内で研修終了後の報告（就農状況報告、住所変更報告、就農報告）を行わなかった場合

ク 虚偽の申請等を行った場合

(注1) 独立・自営就農とは、次に掲げる要件を満たす必要があります。

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、就農後5年以内に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること
- ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
- ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
- ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

(注2) 親元就農とは、次に掲げる要件を満たす必要があります

- ① 家族経営協定等により交付対象者の責任や役割（農業に専従することや経営主から専従者給与が支払われていること等）を明確にすること
- ② 就農後5年以内に当該農業経営を継承し又は当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。以下「農業経営を継承する」という。）とすることを確約すること

※「就農報告」を提出する時に、

○独立・自営就農の場合は、農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し、通帳の写し、農業経営改善計画または青年等就農計画認定書の写しが必要です。

○雇用就農の場合は、雇用契約書等の写しが必要です。

○親元就農場合は、青色事業専従者給与に関する届出書の写し、家族経営協定等の写しが必要です。

## 第9 問い合わせ先

公益財団法人えひめ農林漁業振興機構

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2（愛媛県庁内）

TEL：089-945-1542 FAX：089-932-7825

【先進農家等で研修する場合の提出先】

○東予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室

管轄地域：新居浜市、西条市

〒791-0508 西条市丹原町池田 1611 番地 電話 0898-68-7322

・同 四国中央農業指導班

管轄地域：四国中央市

〒799-0422 四国中央市中之庄町 1684-4 電話 0896-23-2394

○東予地方局今治支局地域農業育成室

管轄地域：今治市（旧 今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、関前村）

〒794-8502 今治市旭町 1-4-9 電話 0898-23-2570

・同しまなみ農業指導班

管轄地域：今治市（旧 吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町）、上島町

〒今治市伯方町木浦甲 4637-3 電話 0897-72-2325

○中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室

管轄地域：松山市、東温市

〒790-8502 松山市北持田町 132 電話 089-909-8761

・同伊予農業指導班

管轄地域：伊予市、松前町、砥部町

〒799-3122 伊予市市場 127 番地 1 電話 089-982-0477

・同久万高原農業指導班

管轄地域：久万高原町

〒上浮穴郡久万高原町入野 263 電話 0892-21-0314

○南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室

管轄地域：宇和島市

〒798-1331 宇和島市天神町 7-1 電話 0895-22-3514

・同鬼北農業指導班

管轄地域：鬼北町、松野町

〒798-1331 北宇和郡鬼北町興野々 1880 電話 0895-45-0037

・同愛南農業指導班

管轄地域：愛南町

〒798-4194 南宇和郡愛南町城辺甲 2420 電話 0895-72-0149

○南予地方局八幡浜支局地域農業育成室

管轄地域：八幡浜市、伊方町

〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37 電話 0894-23-0163

・同大洲農業指導班

管轄地域：大洲市、内子町

〒795-8504 大洲市田口甲 425-1 電話 0893-24-4125

・同西予農業指導班

管轄地域：西予市

〒797-0015 西予市宇和町卯之町 3-434 電話 0894-62-0407